入会及び退会規程

一般社団法人鹿児島県発明協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条及び9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

- 第2条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては,別表に掲げる事項を主たる内容とし,理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者 に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は,当該会員から,理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の 範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は,定款第8条により社員 総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会自由及び手続)

- 第5条 会員は,理事会が別に定める退会届を提出して,任意に退会することができる。
- 2 定款第10条の定めにより,退会以外の事由により,会員の資格を喪失した場合は, 退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合,既納の会費は返還しない。また,資格喪失後は,会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

- 第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には,その理由 を記した説明書と共に,改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては,第2条に定める基準により,理事会において再入会の 可否を決定し,これを申込者に通知する。

ただし,退会の際未納の会費がある場合には,当該未納分を支払わない限り,再入会は認めない。また,除名により会員資格を喪失した者は,資格喪失後1年間は,再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し,必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は,平成23年4月1日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

- 1 法人会員
- (1)入会に際しての誓約
- (2)団体(法人)名,所在地,代表電話・FAX・メールアドレス
- (3)代表者氏名,役職
- (4)事務連絡者(氏名,所属部署,役職名,代表電話・FAX・メールアドレス)
- (5)会費請求書及び資料等の送付先
- (6)会員の種別と年会費額

2 個人会員

- (1)入会に際しての誓約
- (2)氏名,自宅住所,電話・FAX・メールアドレス
- (3)勤務先(職業)等
- (4)会費請求書及び資料等の送付先
- (5)会員の種別と年会費額